

ハナビ（婚礼の火）と禁忌：その名称・禁忌の期間と空間

著者	近藤 直也
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	1
ページ	140-158
発行年	1995-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/16501

ハナビ(婚礼の火)と禁忌

——その名称・禁忌の期間と空間——

近藤直也

一 はじめに

かつて別稿に於いて、高知県物部村で花嫁が傘をさす習俗について詳述した^①。その中で、花嫁の身体そのものがケガレの根源として見做されていた事が明らかになった。特に山仕事や山猟に行く人々、この他行商人や軍隊にとって、花嫁行列との遭遇は極めて忌避すべき事柄であったことが判明した。花嫁との遭遇は、木樵り・猟師・行商人・軍隊などにとって対立する樹木・鳥獣・客・敵といった「異界」のモノに結果的に活力を与える存在であったのである。

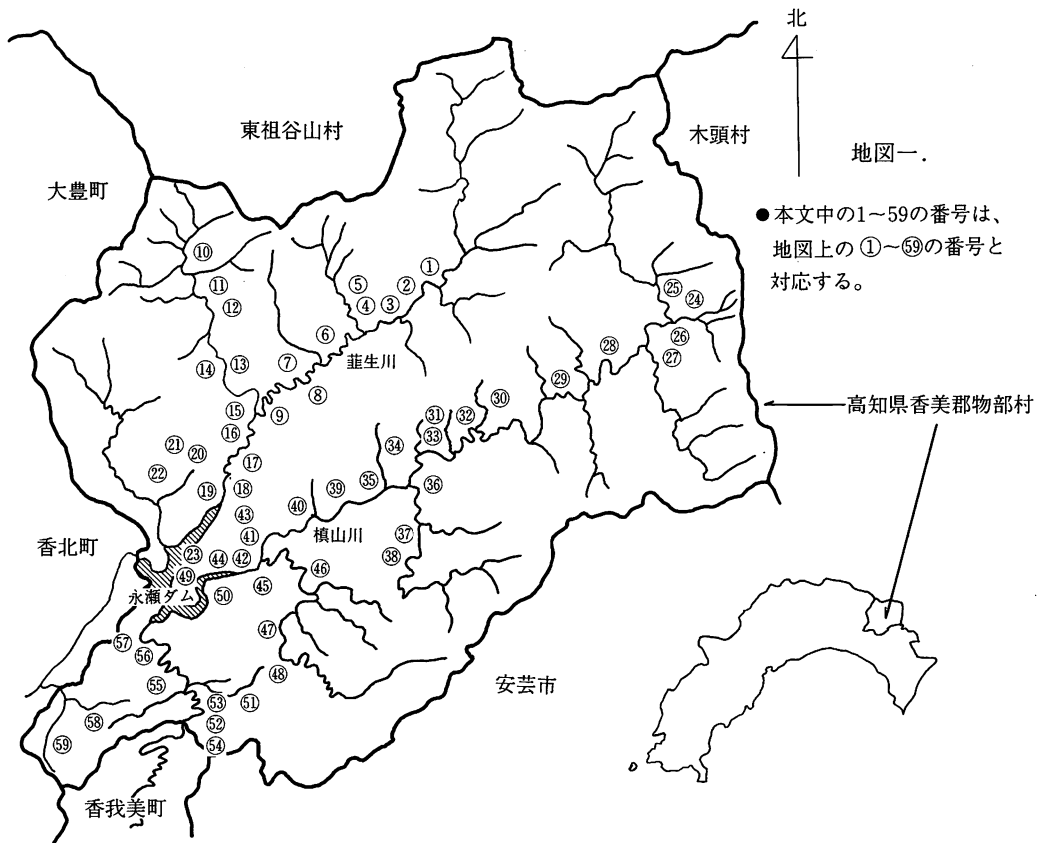
本稿では、花嫁行列に遭遇した行きずりの人ではなく、実際に花嫁行列に参加した人や婚礼の宴席に加わり飲食を共にした人々に焦点をあてたい。これらの人々には、火を交えるということによって、単に花嫁行列に遭遇した人々以上に厳しい禁忌が課せられたと推測できるからである。

二 名称

ケガレと言えば、産のケガレと死のケガレが一般的であるが、物部村では花嫁もまたケガレであった。このケガレは、火を媒介として伝染すると考えられており、「火」がケガレと同じ意味で使われている場合が多い。例えば、死のケガレをシニビと表現し、産のケガレはサンビと称されている事例が多く、の地区で見られる。ここでは、婚礼のケガレに限定してその名称の詳細を明らかにしておく。

名称が判明したのは、全五九地区中五八地区であり、6の一地区のみ名称が不明である。これは、名称が無いという事ではなく、聞き漏らしであり、入念に調べればその名称は確認できたであろう。名称が判明した五八地区中、一つの地区で複数の種類の名称が確認できる場合があるため、延べ七六例に達する。名称ごとに分類すれば、その内訳は次の通りである。

^{a1} 婚礼の火。 1・2・3・4・5・7・8・9・10・11・12・13



48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59 (五六例)
 32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・
 14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・25・26・27・29・31
 a² 婚礼ピ。9 (一例)
 b¹ ヨメイリピ。13・31・35・39・48 (五例)
 b² ヨメイリの火。15 (一例)
 b³ ヨメピ。24・59 (二例)
 b⁴ ヨメサンの火。24・26・39 (三例)
 c ハナピ。2・12・26・30・32・37 (六例)
 d アカピ。28・37 (二例)

中でも圧倒的に多かったのがa¹の「婚礼の火」であり、五八地区中の五六例であるから、約九七%の地区では花嫁のケガレを「婚礼の火」と呼んでいた事がわかる。a²の「婚礼ピ」は9の一例しか見られなかった。9では「婚礼の火」という名称もあり、両方の言い方が採用されていた。一方、b群四種類一一例はヨメを冠するという点で共通する。b¹のヨメイリピ五例は、b²の「ヨメイリの火」が略されたものであり、b³のヨメピ二例はb⁴の「ヨメサンの火」が略されたものである。b群一一例は、延べ七六例中の約一四%を占めており、a群に次いで多い。a群・b群共に物部村では一般的な名称であった。

花嫁のケガレを意味する名称の中で、特に注目しておきたいのはcのハナピ六例とdのアカピ二例である。「婚礼の火」とか「ヨメイリピ」という一般的な名称とは異なり、かなり特異であり、その名称自体にかつての民俗社会の雰囲気をよく残している。2では、「婚礼の火のこと

をハナビという」「花嫁の火のことをハナビという。三〇年くらい前まで、このようなことを言う人がいた」のである。このハナビという名称は、「婚礼の火」が圧倒的に多い中であつて、まだ昔の名残りをかすかに現在に留めている。12では、「婚礼の火をハナビ、お産の火をアカビ、葬式の火をクロビ」と言う。このように、ケガレ意識と直結した火は、「婚礼の火」や「お産の火」・「葬式の火」と言った一般的な名称よりもハナビ・アカビ・クロビと言つた方が、より強烈な個性を持つ。これらこそ、民俗語彙と呼ぶべきであろう。26でも「婚礼の火をハナビ」と呼ぶ。28では、「花嫁と誕生の時のケガレはアカビ」と言い、「死んだ時のケガレはクロビ」と言う。婚礼のケガレと産のケガレに関しては、名称の上では区別がなく共にアカビと呼ばれる点に注目したい。28では、婚礼のケガレと産のケガレの間には、かなり大きな共通点があつたと考えられる。少なくとも名称の上では共通であつた。

30では12と同じく、「アカビはお産・ハナビは婚礼・クロビは葬式」のケガレを指す。28ではハナビがアカビに吸収合併され、名称まで消失しているが、本来は12・30と同様にハナビは一個の独立した「婚礼のケガレ」という概念で存在していたはずである。

32では、ハナビの概念がかなり曖昧になつてゐる。即ち、「アカビ・ソウビ・ハナビ・七五日のクロビのケガレ」があり、「サンビとハナビ（月経）・婚礼の火を最も嫌う」という。死のケガレのことをクロビともソウビとも呼ぶが、問題はここのハナビである。前半の説明では、アカビとソウビに並列して出てくるハナビであるから、明らかにこれは婚礼のケガレを意味していると解釈できる。後半の伝承では、ハナビが月経を

指すと説明され、「婚礼の火」とは別の概念として用いられている。

さらに37では、32とも違ったハナビの分類が見られる。即ち「死火はクロビ、誕生と婚礼はアカビという。イザナギ流では、アカビをハナビという」のである。「クロビはソウビ」とも言う。誕生と婚礼のケガレが、名称の上ではアカビとなつて共通している。この形は28の事例と全く同じであつた。28と違う点は、このアカビをハナビと呼ぶことである。「イザナギ流では」と但し書きがあり、土着の陰明道の系譜を引く祈祷師としての太夫達が使つていた言葉でもあつた。だが、ハナビはイザナギ流の太夫達だけが使つていた言葉ではない。2では「三〇年程前までこのようなこと（婚礼の火をハナビと言うこと）を言う人がいた」と説明する如く、一般的に使用された言葉であつた。

ハナビだけに限定した場合、婚礼のケガレを指す場合が六例ある。婚礼のケガレだけではなく、産のケガレを指す場合も含まれる事例が37に一例ある。さらに、産のケガレでもなく婚礼のケガレでもなく、月経をさす場合が32に一例あつた。32の別の伝承者によれば、ハナビは婚礼のケガレを指していたのであるが、同一地区でもハナビの位置付けに若干のズレが見られる。婚礼のケガレと月経のケガレがハナビという共通の名称で呼ばれる点から推せば、両者に共通する一種の観念が存在していたのであろう。

一方、ハナビという名称が完全に消えてアカビに吸収合併された28の事例もあることから推測すれば、32はハナビの意味が変化する一つの形態であつたと言えよう。37では、ハナビとアカビの区別が無くなり、完全に混同されたものである。一見すれば、28の如くハナビがアカビに吸

取されたように見えるが、「アカビをハナビと言う」とある如く、名称そのものは残されており、婚礼のケガレと産のケガレの名称を区別する枠組みが消えただけであった。

時代の変化による多少の混乱はあるものの、婚礼のケガレを意味する民俗語彙として 2・12・26・30・32・37 の六地区に見られるハナビをまず筆頭に掲げたい。確かに a 群の「婚礼の火」や「婚礼」が数の上では圧倒的多数を占めるが、これからがハナビの名称よりも古風であるとは考えにくい。b 群のヨメイリビ・ヨメイリの火・ヨメビ・ヨメサンの火は、全体の一四%を占めるが、ハナビと比較した場合、表現が直接的であるだけに、その後発性を感じる。ハナビ六例は、延べ七六例中の僅か八%しか占めないが、物部村では最も古風な名称であったことをここで再確認しておきたい。2 の久保中内では、三〇年前までハナビの名称が使用されていたが、今は死語になりつつあるのが現状である。筆者の調査により、2 を含めた六地区において軽うじて聴き取る事ができた。近い将来、この民俗語彙も完全に忘れ去られるのであろう。本稿では、花嫁のケガレ・婚礼のケガレを意味する言葉として、このハナビを活用したい。

三 忌みの期間

山仕事や山獵へ行く途中、または行商途中の場合、花嫁と出会えばもう一度家に帰って出直すか日を改めればそれで済んだ。ところが、出会う側とは反対の立場の人、つまり婚礼に参加し、そこで出された飲食物

を口に入れた人々は、「火がまじる」または「火を一つにした」と称し、ケガレの期間がある程度継続していた。6・8 の二地区では伝承そのものを聞くことができなかった。28 ではハナビを忌避する伝承は存在するものの、何日間忌むかについての言及は無かった。このため、全五九地区中これら三地区を除く五六地区で忌避の期間が判明することとなった。同一地区でも伝承者によって忌避期間が異なる場合があり、また行き先によっても忌避期間が異なる場合もあり、延べ数にすれば七四例になった。これを期間別に列挙すれば、次の通りである。

- a¹ 七日間。1・2・3・4・5・7・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・22・23・24・25・26・27・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59 (五五例)
- a² 七日以上の長期間山へ入ることを忌む人もある。7 (一例)
- a³ 三日間とか七日間。長くて七日間。12 (一例)
- b¹ 三日間。12・21・49・55・56 (五例)
- b² 急ぐ場合でも三〜四日は田へ入らない。17 (一例)
- b³ 今でも婚礼に参加した者は、あまり気にしない者でも三〜四日たたなければ山へ行かない。7 (一例)
- b⁴ 少なくとも三日間。4 (一例)
- b⁵ 最近は三日間に短縮された。9 (一例)
- b⁶ 二〜三日間。1・15・37・55 (四例)
- c 一日間。2 (一例)
- d 二週間。37 (一例)

e 一年間。4・24(二例)

最も多いのはa'の七日間であり、延べ七四例中五五例で七四%を占め、他の類例を大きく引き離している。さらにこれを地区別に見れば、七日間の忌避期間を持たないのは21の三日間が一地区あるだけであり、全五六地区中五五地区までが七日間の忌避期間を持っていたことが判る。これほどハナビを交えた場合の七日の忌避期間は支配的であったのである。このように支配的な七日間ではあるが、詳細に見れば多少のヴァリエーションが存在する。12では七日間だけでなく、伝承者によれば「3日間とか7日間」「長くて七日間」という如く、ある程度の幅を持たせる場合もある。この場合、後述するb群のように短縮化傾向を示している。これに対し、7では「七日以上の長期間山へ入ることを忌む人」もあり、七日間の枠組みの中に入りきらないケースも例外的にはあるが見られる。

a群七七%に対し、b群は一三例で一八%を占めるに過ぎない。これらは、三日間を中心とするその前後の期間ということで共通する。比較にならない程少数ではあるが、伝承内容を検討すればa群とかなり密接に連続している状況が理解できる。例えば三日間忌避するb'五例の場合、21の一例だけが単独の三日間であり、他の四例はa群との並存である。12では、a'の七日間だけでなく、a²に分類しておいた「三日間とか七日間。長くて七日間」と共にb'の「三日間」が存在しており、同一地区で三種類もの類型が見られる。後に詳述するが、ここでは山仕事や土木作業でも危険が伴う場合、もし事故でもおればハナビを交えたまま働きに来ていた人のせいとされる。従って用心のために、「三日間ぐらい火

をはしらいてから」仕事に出るのであった。また56では、婚礼の火を交えた場合、高い山へは七日間忌避するものの、田畑に入る場合は三日間の忌避で済んでいた。つまり、同じハナビではあっても、行き先によって忌避期間が異なるケースもあつたのである。ここでは、山より田畑の方が忌避の度合いの上で軽く見られていた。

b²の17を一応三〜四日に分類しておいたが、「婚礼の火をくうた人は、田へは入つたらいかんが、特に田植えをするのがよくない。七日間は入つてはいかん。急ぐ場合でも三〜四日は入らなかつた」のである。つまり、本来はここでも七日間の忌避が必要であつた。田植えの場合、近隣との共同作業を必要とするため、その時期になれば七日間の忌避などと悠長な事は言えない。そこで特例措置として三〜四日間の忌避で済ませうとしたのである。この短縮化でもかなり勇気のいる事であつた。なぜなら、もし「この間に田へ入れば、稲が実らないとか穂が出ない」とされるからである。

この短縮化傾向は、田ばかりではなく山に対しても認められた。b'の7では、「今でも婚礼に参加した者は、あまり気にしない者でも三〜四日たたなければ山へ行かない」のである。7では普通は七日間忌避する。慣習にこだわらない人であれば、全く気にしないものであるが、そんな人でもハナビに関しては現在でも嚴重に禁忌を守っている。期間は普通の半分の三〜四日ではあるが、入山を忌避している。ここに伝承の根強さが感じられる。

b'の4で「少なくとも三日間」の忌避が見られたが、その詳細は次の通りである。「山獵師がいたが、この人は婚礼の火をまぜれば、七日間

は山へ入らなかつた。山獵師は鹿や猪を打つ人であるが、婚礼によればごちそうをたべた場合は、七日間山へ入ることを忌んだ。少なくとも三日間は山へ入らなかつた」のである。最近の短縮化傾向を反映して、ここでも七日間から三日間に短縮されてはいるものの、ハナビを交えたまま山に入ること自体はタブーなのであつた。^bの9でも、「最近3日間に短縮された」と言うものの、現在でも入山忌避そのものは存在しているのである。

^bの「二―三日」は1・15・37・55の四例であつたが、忌避期間としては延べ七四例中最も短い。しかも、これらの四例の忌避対象は山だけではない。1では「焼き畑のような遠い所」であり、15では「神様」へは二―三日お参りができないのであつた。また37では、「山には山の神というアラタカな神がおる。川にはアラタカな水神がおる」ので、「二―三日でも行かん方がよい」という。本来ならば七日間は行つてはならないのであるが、せめて二―三日でもという思いが込められている。55では実際に、一九八九年の田植えを二―三日延ばしていた。即ち、「死火や婚礼の火やお産の火は、田に入つてはいかんといつて、私の家では今年（一九八九）このようなことがあつたので、日を延期した。田植えを延ばした。田の神様にケガレがあり、失礼になるので日を延期した。オサバイサマ（田の神様）に失礼になり、ケガスことになる」ので二―三日延ばしたと言っているのである。ハナビ忌避は決して一般論だけではなく、このように実際に人々の生活を大きく制約するものであつた。15の「神様」は何の神か不明である。1は焼畑、55は田の神、37は山の神と水神をそれぞれ忌避の対象としている。これら四例は総て^aにも含み込まれ

ている如く、山を対象とした場合は七日の忌避期間が認められていたのである。37では一部山の神も認められるが、^b四例の場合山以外が多い。焼畑・水神・田の神など、山以外のものに対しては忌避意識がわりとルーズになる傾向が見られる。

^cの一日間は、延べ七四例もある中でたった一例しかない。これは2で聞いたものであるが、その詳細は次の通りである。「婚礼に参加した人は、一日間は山へ入つてはいかん。今でもこれを固く守っている人がいる」「また七日間山へ入つてはいかんともいう」「もしこの間に山へ入ると、病氣したり怪我する」「山の神が婚礼を嫌う」「ハナビをくうて山へ入ると、木が何もしてないのにバリバリ鳴るとか、山が鳴る」という。何故一日間なのか、その理由は聞けなかつた。しかし、七日の忌避期間と並存しながら一日間があり、さらにタブーを破つて入山した場合の様々な怪異現象が存在する事を考え合わせれば、七日間だけでは物足りなかつたのであろう。今でも一日間の入山忌避を固く守っている人が居り、さらに山の神が婚礼を嫌うという伝承が現在でも生きている点からも、七日ではなく一日間でなければならなかつた必然性が認められよう。

^dの二週間も僅か一例しかなく、例外的存在と言えらる。しかし、それなりの必然性はあつた。これは37の事例であるが、その詳細は次の通りである。「婚礼は死んだのよりケガレが深い。産のケガレも同じである。神サマの近くにはよれない。死んだのは七日すればよいが、婚礼の場合二週間もしなければ行けない。婚礼の火をくうた人は、タカヤマや神の近くにはよれない。獵師だけでなく、百姓する人も、山仕事する人も

みんな言う。近くの山は行ってもよい。畑へ行ってもよい。家の近くはよい。ミヤマ(深山)には神サンがおるから近よらない」のであった。

ここで伝承者は、死のケガレとの比較の上で婚礼のケガレと産のケガレが同格であり、死のケガレよりもその度合いが強いと説明する。死のケガレに七日の忌避期間があれば、婚礼のケガレはさらに強いためにその倍の二週間という意識が働いたのではなからうか。実際に同一地区の他の伝承者によれば、ハナビは七日の忌避期間が入山するために必要と言う。死のケガレよりも婚礼のケガレがきついという意識が「二週間」を導きだしたと言えよう。これは決して個人的なものではなく、多くの人々が死のケガレよりも婚礼のケガレがきついと考えていた事の反映として位置付けねばなるまい。

e 二例は一年間の忌避であり、他の a 1 d の延べ七二例と較べればその期間に格段の落差が認められる。七日間と二―三日間や、七日間と二週間という程度の差ではないのである。4では、「婚礼すれば、一年間は金毘羅様とか伊勢大神宮などへはお参りをしなかった。アラタカな神には一年間はケガレがあるのでお参りはしない。一年間はタカガミへはお参りしない」という。さらに24では、「昔は、嫁をもらうた家も葬式の場合と同様一年間は神参りしてはいけなかった。ケガレるという。一年間はタカガミサマへはお参りに行かない。タカガミサマとは、高い名の神・有名な神社」を指す。4と24の共通点は、一年間という忌避期間だけではない。4の「婚礼すれば」は、婚礼の当事者つまり花嫁と花婿を意味していた。或いは婚礼の当事者とその家族を含み込んでいたかもしれない。だとすれば、24の「嫁をもらうた家」と完全に共通する。つ

まり、婚礼に参加して単に火を交えただけの人ではなく、まさに「嫁をもらうた家」こそ一年間の忌避期間が課せられていたのであった。

さらにもう一つの共通点が認められる。それはタカガミサマであった。4では代表的なタカガミとして、讃岐の金毘羅宮と伊勢の大神宮を挙げている。24では固有名詞こそ出さないものの、「高い名の神・有名な神社」とタカガミを説明している。全国的に有名な神社へは、一年間参拝する事が禁じられていたのである。4も24も共に、山へ入る事は七日間の禁忌があった。これと並行して一年間の禁忌も存在していたのであった。花嫁が持つとされるケガレの感覚は、神格が高ければ高いほど忌避期間もそれだけ長かったのである。また、婚礼の当事者とその家族という人間関係もケガレの軽重に大きくかわっていた。婚礼に参加した親戚や近所の人々には、一年間の長きにわたる神参りの禁忌は課せられなかった。ハナビを共有したとしても、せいぜい七日間程度の禁忌で済んでいた。その家族の構成員か否かによって、これほどの大きな落差があった。七日間と一年間の差は、量の違いというよりも質の違いと言うべきであろう。

四 山に対する忌避

花嫁のケガレによる忌避期間は、一部の例外を除けばほぼ七日間程度が一般的であった。次に、どこへ行く事を忌避したかという点に注目しておきたい。

全五九地区中、6・8の二地区で伝承が聞けなかったため五七地区か

ら資料が集積された。一地区で複数の伝承者から聴き書きをし、さらに一人の伝承者から複数の忌避場所の指定があったため、その延べ数は二七五例という極めて龐大な数にのぼった。これを大まかに分ければ、山・焼畑・田畑・川・土木作業現場などに分類できる。ハナビの本質を考える上で、この忌避場所はかなり重要な意味を含み持つと考えられるため、煩を厭わず伝承者の口述通り記しておこう。

- a¹ 山。2・7・7・5・9・10・11・12・13・15・17・18・19・20・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・38・40・43・44・46・47・48・49・50・52・53・54・55・58・59 (四二例)
- a² 山嶺。4・5・7・10・11・12・13・14・19・23・24・25・26・27・28・29・30・32・33・37・38・39・40・41・46・55・58 (二七例)
- a³ 高い山。5・7・9・12・13・16・17・18・19・22・24・26・30・31・34・38・39・42・43・45・51・56・57 (二三例)
- a⁴ 山仕事。1・4・5・13・14・15・23・26・27・32・37・38・39・41・55 (一五例)
- a⁵ 山の神をまつている所。4・15・17・18・23・33・35・37・40・48・51・54・55 (二三例)
- a⁶ 奥山。1・21・22・45・46 (五例)
- a⁷ ミヤマ。22・37・40・41・50 (五例)
- a⁸ タカヤマ。4・15・37 (三例)
- a⁹ 遠くの山。7・15 (二例)
- a¹⁰ 山の伐採。10・24 (二例)
- a¹¹ オイヤマ。24・45 (二例)

- a¹² 山嶺や川漁。1・9 (二例)
- a¹³ 山のタカガミサマ・水神様・山の神様のあるような所。3 (二例)
- a¹⁴ 深山への山仕事。4 (一例)
- a¹⁵ 高い山や遠くの山で、山の神がまつてあるような所。4 (一例)
- a¹⁶ 高い山とは井地山(一四六五m)や勘定山(一三三四m)であり、この辺ではいちばん高い山であるが、あの山へは絶対に入らなかった。4 (一例)
- a¹⁷ 嶺師。5 (二例)
- a¹⁸ 奥の高い山。7 (一例)
- a¹⁹ 山の神サンというモリが所々にある。9 (一例)
- a²⁰ 高い山への山仕事。10 (一例)
- a²¹ 国有林のようなミヤマ。12 (二例)
- a²² 向かいの山でも上の方。12 (二例)
- a²³ 近くに神サン、特に山の神サンがあるような所。13 (一例)
- a²⁴ 神さんがいるような高い山。13 (一例)
- a²⁵ 所々に山の神を祀っている所がある。そこがいかん。だから、高い山とは限ったものでもない。13 (二例)
- a²⁶ 人家からある程度離れた高い山。13 (一例)
- a²⁷ 人里離れたような所の山。山の神を祀ってあるから。13 (二例)
- a²⁸ 山や川。15 (一例)
- a²⁹ 人里離れた山で、普通の人が入ったことのないような山。15 (一例)
- a³⁰ 国有林やタカガミサマがいるような山。18 (一例)
- a³¹ 人里離れたような山で清い所。18 (一例)

- a³² 奥山の人があまり行かないような山。19 (一例)
 a³³ 奥のミヤマ。19 (一例)
 a³⁴ 高い山でも低い山でも山へ行くのは嫌った。20 (一例)
 a³⁵ 神サマを祀っているような高い山。(家の附近の焼畑の山などはよい。) 20 (一例)
 a³⁶ 炭焼き釜。21 (一例)
 a³⁷ 高山で木を伐ること。23 (一例)
 a³⁸ セッショーに行く時。24 (一例)
 a³⁹ 用事で高い山の道を通ること。26 (一例)
 a⁴⁰ 山越し。30 (一例)
 a⁴¹ 山の八合目か六合目から上ぐらいは行かなかった。32 (一例)
 a⁴² 山の神とか水神を祀ってあるような所。32 (一例)
 a⁴³ 遠い深い山。33 (一例)
 a⁴⁴ 山ジイが出るような高い山。41 (一例)
 a⁴⁵ 山林業。46 (一例)
 a⁴⁶ 深い山。47 (一例)

総ての事例を一度に検討することはかなり困難である。このため、山・焼畑・田畑・川・道路工事などの項目別に分けて、その各々について若干の分析を試みておきたい。まず最も類例の多かった山について、ここに列挙してみた。全体の延べ数二七五例中で、山関連の事例は一七五例もあり、全体の六四%も占める。ハナビを交えた場合、最初に人々の念頭に浮かぶのは山に対する畏れであったと言えよう。一口に山と言っても、詳細に見ればa¹、a⁴⁶のa群として纏めておいた如く、何と四六種類

もの説明があった。意味する中味は同じであっても、言い廻しが微妙に異なる場合は、敢えて項目を別にした。先にも述べた如く、忌避場所についての伝承はハナビの本質を考える上で極めて重要な意味を持つと考えられるからである。

さて、a群一七五例中最も多かったのはa¹の「山」四二例であった。a群全体の二四%を占める。一口に「山」と言っても、あまりにも漠然としすぎている。a²、a⁴⁶の一三三例が示す如く、「山」の背景には様々なメッセージが含み込まれているはずであった。伝承者達はそれを承知の上で、敢えて一括して「山」と説明していたのであった。初対面の調査者にとっとり早く説明するには、このように説明する他はなかったであろう。

a¹の「山」に次いで多かったのが、a²の「山獵」二七例であった。この類例は他にいくつも見られる。a¹¹の「オイヤマ」二例は、山で鳥獸を追うことであり、狩獵に他ならない。さらにa¹²の「山獵や川漁」二例は、川漁も含んだ山獵であった。またa¹⁷の「獵師」一例も山獵に他ならない。a³⁸の「セッショーに行く時」一例も山獵を意味していた。従って、山獵の範疇に含まれるものは、合計三三例に達した。このうち24では、「山獵」・「オイヤマ」・「獵師」・「セッショーに行く時」の四類例が重複するため、地区別でみれば全五八地区中の三〇地区で山獵忌避が判明した。つまり全地区の五二%、半数余りの地区ではハナビを交えて山獵に行く事を忌避していたのである。しかしこれは明言された例に限られており、言及こそないもののa¹の「山」では言外の意味として「山獵」が含まれていた可能性は極めて高い。少なくとも五二%の地区では、明らかにハ

ナビを交えたまま山獵に行くことを忌避していたのであった。延べ一七五例から見れば、三三例であるから全体の一九%を占める。

山獵に次いで多いのは、^{a3}の「高い山」三三例であった。一口に「高い山」と言ってもその基準は曖昧であり、判断に苦しみ場合が多い。

^{a3}に含まれる18・24では、「家の近くの山」はよいと付け加えて説明する。高い山であっても家の近くの山であれば、ハナビを気にせずに山へ入れたのであろうか。30では、「向かいの山ぐらいいはよいが、中復よりも上はよくない」と説明する。ここでは、いくら「近くの山」つまり「向かいの山」であっても、中腹より上は入ってはならなかった。これらを総合すれば、家の近くの山で、しかも山の中腹以下の場所であれば、ハナビを交えていても忌避する必要はなく入山できたのであろうか。ところが^{a24}では、「高い山でも低い山でも山へ行くのは嫌った」と言い、どのような山でも山であれば無条件に忌避した事例もある。

この他、^{a3}二三例の類例はかなり多い。^{a8}二例は「タカヤマ」であり、^{a3}の「高い山」と殆んど同じである。^{a15}一例は、「高い山や遠くの山で山の神が祀ってあるような所」でハナビを嫌う。「高い」と「遠い」は別概念であるが、ここでは同じような意味で使われている。後半部の「山の神が祀ってあるような所」も重要な意味を持つが、この件は後に詳述する。さらに^{a16}では、「高い山とは井地山（一四六五m）や勘定山（一三三四m）であり、この辺ではいちばん高い山であるが、あの山へは絶対に入らなかつた」という。具体的な山名が提示されており、高い山としては極めてわかりやすい。この他、「高い山」の類例を挙げれば、^{a18}の「奥の高い山」、^{a20}の「高い山への山仕事」、^{a22}の「向かいの山でも上の

方」、^{a24}の「神サンがいるような高い山」、^{a26}の「人家からある程度離れた高い山」、^{a35}の「神サマを祀っているような高い山（家の附近の焼畑の山などはよい）」、^{a37}の「高山で木を伐ること」、^{a39}の「用事で高い山の道を通ること」、^{a40}の「山越し」、^{a41}の「八合目か六合目から上ぐらいいは行かなかつた」、^{a44}の「山ジイが出るような高い山」などがある。これらの説明の中で、「高い山」にかかる修飾語に注目したい。^{a24}では「神サンがいるような」、^{a35}では「神サマを祀っているような」とある。さらに^{a44}では、「山ジイが出るような」高い山であり、高い山には神または妖怪的存在が現象として認められていたのである。このことは、前述の^{a15}での「高い山や遠くの山で山の神が祀ってあるような所」という伝承とも一致する。高い山と神または妖怪的存在の密接な関連性を暗示させるものである。

「高い山」と極めて近い概念として、^{a6}の「奥山」五例がある。この中で22では、「家の近くの山だと言わない」、つまりハナビを気にしないという。前述の^{a15}では「高い山や遠くの山」という事で、「高い」と「遠い」が同様の意味で用いられていたが、「奥」もこれらと同じ範疇に分類できる。つまり、ここでは「高い」「遠い」「奥」山は同じ意味であった。前述の^{a18}でも、「奥の高い山」と説明することからも理解できよう。さらに、「奥山」は「ミヤマ」とほぼ同一の意味をもつ。^{a7}は「ミヤマ」五例であるが、その中の50ではこれを「深い山・高い山」と説明している。また^{a7}に属する37では、「神サンがおるから」ミヤマ即ち深山にはハナビを交えたまま入ってはいけなかつた。「高い」「遠い」「深い」「奥」の山は、ミヤマと同じ概念で捕えられていたと考えられる。従って、

この類例も数多く見られる。^{a14}一例の「深山への山仕事」、^{a21}一例の「国有林のようなミヤマ」、^{a27}一例の「人里離れたような所の山。山の神を祀ってあるから」、^{a29}の「人里離れた山で、普通の人が入ったことのないような山」、^{a30}の「国有林やタカガミサマがいるような山」、^{a31}の「人里離れたような山で清い所」、^{a32}の「奥山の人があまり行かないような山」、^{a33}の「奥のミヤマ」、^{a43}の「遠い深い山」、^{a46}の「深い山」なども、すべて「高い山」の範疇に入れることができる。「高い」「遠い」「深い」「奥」の山は、すべてミヤマと同じ意味を持つ、人里から距離的に離れた場所を指す言葉として共通していた。^{a27}では奇しくも、「山の神を祀ってあるから」「人里離れたような所の山」には近寄らないという。さらに^{a21}では、「人里離れたような山」が「清い所」というイメージで把握されている。つまり、「遠い」「高い」「深い」「人里離れた」「奥」山は、人によってまだ穢されていない手つかずの自然状態がそのままそこに残っており、このような中に「神」や「山の神」や「山ジイ」が存在すると考えられていたことがわかる。従って、これら物理的に人里から離れた所の山ということで一括すれば、^{a3}・^{a6}・^{a7}・^{a8}・^{a9}・^{a14}・^{a15}・^{a16}・^{a18}・^{a20}・^{a21}・^{a22}・^{a24}・^{a26}・^{a27}・^{a29}・^{a30}・^{a31}・^{a32}・^{a33}・^{a34}・^{a35}・^{a37}・^{a39}・^{a40}・^{a41}・^{a43}・^{a44}・^{a46}がこの範疇に入る。これらを合計すれば六二例に達し、^a群全体の三五%を占める。

「山獵」・「高い山」に次いで多かったのは、^{a1}一五例の「山仕事」であった。山仕事の中でも特に伐採であるケースが多い。^{a10}二例は「山の伐採」と明言している。さらに^{a27}では「高山で木を伐ること」と説明する。^{a15}の「山林業」も「山仕事」の部類に入る。^{a14}の「深山への山仕事」、

^{a20}の「高い山への山仕事」の例は、前述の「高い」「深い」山の範疇にも含まれるが、「山仕事」の部類にも入る。以上を合計すれば、このグループは全部で二二例となり、延べ一七五例中の一二%を占めることになる。

この他、^{a5}の「山の神を祀っている所」一三例も見逃せない。^{a5}に含まれる15では、「高い山は山によって神サンを祀っている」とも言い、^{a3}の「高い山」グループにも含めて考えられる。15の「神サン」は当然山の神を指す。また23では、「山の神様がおるような所」と言い、ハナビを交えた者にとって山の神は絶対的なタブーであった。同じことは、48・51・54・55の四地区でも言える。48では「絶対に入ってはいかん」、51と54では「一切近寄ってはならない」、55では「絶対に火があけるまで近寄らなかつた」とまで言う。「一切」とか「絶対」という言葉が示す如く、極めて厳重に守られていたことがわかる。この類例は^{a13}でも見られ、「山のタカガミサマ・水神様・山の神様のあるような所」が忌避される。タカガミサマとは、物部村では普通は靈験あらたかな神という程の意味であるが、「山の」という冠詞がつけば山の神に他ならない。^{a19}では、「山の神サンというモリが所々にある」が、ここへハナビを交えた者が行つてはならなかつた。^{a23}では、「近くに神サン特に山の神サンがあるような所」と言う。神々の中でも、特に山の神が忌避されている点に注目したい。^{a25}では、「所々に山の神を祀っている所がある。そこがいかん。だから高い山とは限ったものではない」と言う。つまり、高い山であろうが低い山であろうが、また里であろうが、とにかく「山の神」を祀る所がハナビを交えた者にとってはタブーであった事をこの

事例は明らかにしている。ひよっとすれば、^{a4}で言う「高い山でも低い山でも山へ行くのは嫌った」という事例も、便宜的に「高い山」グループに分類したが言外に山の神を祀っている所を指し示していたのかもしれない。^{a12}は、「山の神とか水神を祀つてあるような所」と言い、ここでも水神と共に山の神が忌避されていた。

さらに、前述の「高い山」グループに入れておいた事例の中にも、いくつか山の神と関連する伝承が見出せる。^{a7}のミヤマに分類された37では、「神サンがおるから」ミヤマに入らないと言う。また^{a24}では、「神サンがいるような高い山」であり、^{a27}では「人里離れたような所の山。山の神が祀つてあるから」、^{a39}では「国有林やタカガミサマがいるような山」、^{a35}の「神様を祀っているような高い山」、^{a44}の「山ジイが出るような高い山」という例なども、山の神の存在を明示しまた暗示する事例であった。ミヤマの神とは、恐らく山の神と考えて間違いないまい。^{a24}の高い山にいる神も同様であり、山のタカガミも山の神以外には考えにくい。^{a31}の人里離れた山で「清い所」も、山の神とは明言しないものの、神を祀る神聖な場所という意味は明確であり、人里離れた山であるから、山の神を暗に示すものと言つてよい。^{a4}で言う「山ジイ」は妖怪とも解釈できるが、別稿で詳述した如く山の神と同体と考えられる。この結果、「山の神」グループに分類される事例は^{a5}の一二例を始め、^{a13}・^{a15}・^{a19}・^{a23}・^{a24}・^{a25}・^{a27}・^{a30}・^{a31}・^{a35}・^{a42}・^{a44}の一二例も算入でき、合計二五例で延べ一七五例中一四%を占めることになる。

以上、a群即ち山に分類される延べ一七五例をさらに五つに細分化して検討を加えたが、ここでもう一度纏めておくと次のようになる。

- ・ 山。二四% (四二例)
- ・ 山獵。一九% (三三例)
- ・ 高い山。三五% (六二例)
- ・ 山仕事。一二% (二二例)
- ・ 山の神。一四% (二五例)

一つの説明の中に、複数の類型を含む場合があるため、%の合計は一〇〇にならずに一〇四になってしまった。しかし、これによって全体の傾向をつかむことは可能である。中でも最も多かったのは「高い山」グループであり、全体の三五%を占めていた。これは、「遠い」「深い」「奥」山や「ミヤマ」をも含んでおり、人里離れた神秘的雰囲気を漂わせている。このように考えれば、「高い山」グループは、「山の神」グループと極めて近い関係にある。しかも、4・13・18・20・37・41の六地区では、「高い山」グループと「山の神」グループが重複した伝承が存在した。このように重複するケースは他にあまり見られない。「高い」「遠い」「深い」「奥」山や「ミヤマ」がこのように最も高い割合で忌避される背景には、このような場所にこそ山のヌシとしての山の神が存在すると考えられていたからではなからうか。とにかく、物部村に於いて、ハナビを交えた者の入山忌避の意識には尋常ではないものを感じる。非常に恐れていることを、調査者も膚で感じる事が何度もあった。別稿で詳述したが、^⑧ハナビを交えたまま山へ入っていて恐ろしい目であった事を話す場合、「見えん物が見える」とよく言う。山で山の神の逆鱗に触れた場合、その事を里で口にしてはならないという暗黙の了解があった。三年とか五年とか年限を決めて、その間は一切山のできごとを他の人に話して

はならないのである。従って、調査者が伝承者から話を聞く場合、簡単には山での出来事を話して貰えないことが多い。「山獵」グループにしても、「山仕事」グループにしても、様々な怪異がその伝承の中にはつきまといっていたはずである。このことは、最も漠然としている「山」グループ四二例にもあてはまる。このように考えれば、a群延べ一七五例は「山」「山獵」「高い山」「山仕事」「山の神」の五グループに分けられるものの、その根幹の部分には山の神の怪異による恐怖体験があったと言えよう。

五 焼き畑に対する忌避

次に、ハナビを交えた人々が焼き畑に入ることを忌避する事例について検討しておく。

- b¹ 焼畑。1・22・44・50・55 (五例)
- b² キリバタ。24・33・40・48・59 (五例)
- b³ ヤキハタのような所。7 (一例)
- b⁴ いくら焼畑であっても高い山の焼畑。7 (一例)
- b⁵ ヤキバタでも遠くの山はよくない。13 (一例)
- b⁶ サンボウサマ(作の神)を祀つてある所。13 (一例)
- b⁷ 山のヤキハタも行かなかつた。山の神を祀つてあるから。13 (一例)
- b⁸ 焼き畑でも高い山へは行かん。35 (一例)
- b⁹ 高い山でのヤキバタ。39 (一例)

以上、焼き畑に対する忌避は実質一四地区で延べ一七例が確認された。

全体の延べ数が二七五例であるから、僅か六%を占めるに過ぎない。地区別に見れば全五七地区中一四地区、つまり二五%の地区では何らかの形でハナビを交えた者が焼き畑に入つてはならない伝承があったことになる。延べ数の上では六%と少ないが、地区別の二五%は決して無視できない。絶対数は少ないが、四分の一の地区では焼き畑へもハナビを交えたまま入ることはタブーであったのである。

b¹の22では、「向かいの山のヤキバタでも入ることを嫌っていたと言い、山の中腹部を指し示していた。さらに、b²の33では、「深い山で行なう場合」、40では「高い山の場合のみ」キリバタに入ること忌避する。キリバタとは焼畑の事を意味する。b⁴では、「いくら焼畑であっても高い山の焼畑」を避けていた。ここでは、低い山は忌避せずに高い山の焼畑のみ避けるという言外の意味を持たせている。b¹の22では山の中腹部の焼畑で嫌っており、この点が若干異なる。b¹と同様の伝承はb⁵でも見られる。即ち、「ヤキバタでも遠くの山はよくない」と言い、近くの山の焼畑はよいが、「遠くの山」での焼畑がいけなかつたのである。さらにb⁸でも、「焼き畑でも高い山は行かん」と言い、低い山は認められていたことがわかる。またb⁶でも、「高い山」での焼畑を嫌っていた。このように、焼き畑の中でも「深い山」「高い山」「遠くの山」という人里離れた場所に限定して忌避する事例が、延べ一七例中六例で三五%を占めていた。前述の「高い山」グループもa群の中で三五%を占めており、全く同じ傾向が焼畑の場合でも見えた。ハナビを交えても、人里近くの焼畑は嫌われないが、「深い」「遠い」「高い」山での焼畑は忌避していたのであった。同じ焼畑であっても、人里近くの場合はなぜ嫌われないので

あろうか。その解答の糸口は、^bに見られる。ここでは、「山の神を祀っているから」山の焼畑へ入らなかったという。つまり、焼畑ではあっても、「深い」「遠い」「高い」山での焼畑は山の神の論理の中に組み込まれていたが故に、ハナビを交えればタブーとなっていたのである。なぜ「深い」「遠い」「高い」山にこだわっていたのが理解できよう。

一方、焼畑には山の神だけが祀られているのではなかった。^bではサンボウサマ（作の神）が焼畑に祀られており、ここへハナビを交えた者が近附いてはならなかった。この場合の焼畑は、山の上の方なのか麓なのか不明であるが、とにかくサンボウサマの近くはよくなかった。物部村では田の神をオサバイサマと呼ぶが、作の神としてのサンボウサマもオサバイサマと一連のものと考えられる。

さらに^bの59では、キリバタでも「火を入れるような時、特に嫌う」という。この伝承は、ハナビの性格をよく示している。山の木々を伐り倒し、ある程度乾燥させた所で火をつけて燃やして畑に作り替える。焼畑の本質は、まさにこの火入れにあった。火によって山林は畑に変革するのであり、その土地が様々な穀物や野菜を育むのである。言わばこの火は、人の生命を根底から支える最も基本的なものであった。だからこそ、人々は火入れの時の「火」に、ケガレとされるハナビの火がまじることを極度に恐れていたのではなからうか。人里から離れば離れる程、人間の力ではどうしようもない、山の神やサンボウサマに総てを委ねなければどうしようもない現状があったと言える。人里近くであれば、不測の事態が発生した場合でもまだ何とか手の施しようがある。「深い」「高い」「遠い」山になると、あとは運を天（つまり山の神やサンボウサマ）

に任せる他はなかった。この故に、山の神などの支配下にあると考えられる「深い」「高い」「遠い」山の焼畑には特に婚礼の火即ちハナビを警戒していたのであった。

六 畑と田に対する忌避

意外であるが、山や焼畑ばかりではなく、里に位置する畑へもハナビは禁忌とされていた。

^{c1} 畑。17・44・45・55（四例）

^{c2} 田畑。31・38・43・44・46・47・50・56・59（九例）

^{c1} は畑のみ忌避するが、^{c2} は田も含まれており、両者を合算すれば一三例で全二七五例中の5%を占めるにとどまる。畑の場合、他の山や焼畑のケースと異なる点は、無条件に入る事を忌避するのではなく、一つ特定の作業に限定されていることである。17では「種物を蒔くのは畑でもよくない」、44では「種物や苗を植えつけない」、45では「種物を蒔く場合」、55では「七日間は種物や苗を植えてはいけない」と言う。^{c1} 四例の場合、総て種蒔きまたは苗の植えつけに限定して禁忌とされていたのであった。さらに^{c2} 九例の「田畑」を検証すると、31では「種蒔いたり苗を植えつけないこと」、38では「田畑の種蒔き」、43では「種物を蒔く事」、46では「火を食うた者が種を蒔いたり苗を植えたりすれば、作物ができない」、47では「種物や苗を植える」こと、この他44・50・59の三地区でも「種蒔き」と「苗の植えつけ」が禁忌とされている。単に「入らない」というのは56一例だけであった。この場合無条件に入っ

てはいけないのではなく、他の八例の如く「種蒔き」と「苗の植えつけ」という前提条件があったと考えられる。

c 群一三例の中、56一例を除く一二例までが種蒔きや苗の植えつけに限定してハナビを禁忌としていた。無条件に畑を忌避するものではなく、これ以外の用事（例えば草取りや作物の手入れ）で畑に入る事は気になかった。種蒔きや苗の植えつけは、畑作にとって最初の最も重要な作業であり、収穫の成否を左右する基本的なものであった。この事に臨み、ケガレとされるハナビは可能な限り排除しておこうというのは、人々の自然な感情である。46では、「火を食うた者が種を蒔いたり苗を植えたりすれば、作物ができない」と伝承する如く、ハナビは作物の生長に決定的な打撃を与えるものと見做されていた。水田面積が極めて少ない物部村の人々にとっては、畑作に生活がかかっていたのであった。ハナビの場合、畑作に於いて種蒔きや植えつけを忌避する現象は、焼畑に於いて火を入れる時に特にハナビを嫌う現象と一連のものであろう。生産活動の最初の段階で、ケガレの論理に染まることを恐れたと考えられる。

さて、c²九例は「田畑」とあり、畑ばかりでなく田に対しても忌避があった。畑と田は近い関係にあるものの、反面ではかなり趣を異にする面もある。次に「田」だけに限定された忌避伝承を見ておこう。

d¹ 田植え。18・34・44・45・55・59（六例）

d² 田。48・49（二例）

d 群の田は合計八例であり、全二七五例中の僅か三%を占めるにすぎない。但し前述のc²九例の「田畑」も田に含めて合算すれば、二倍の六%になる。いずれにしろ、そんなに目立つ存在ではない。田の場合注目す

べきは、畑のケースと同様に「苗の植えつけ」即ち田植えが八例中六例つまり七五%を占めるということである。やはりここでも、生産活動の最初の段階でかなりハナビに神経を尖らせていた。後に詳述するが、d¹の34では、「水神サンが婚禮の火を嫌う。田に水神サンの水を引いてきているため」にハナビを交えた者が田植えするために田へ入ることを嫌ったのである。また44では、「田にはオサバイサマを祀っており、オサバイサマがケガレを嫌うから」、ハナビを交えた者は七日間田へ入ることができなかったと言う。さらに55では、「田の神様にケガレがあり、失礼になる。オサバイサマ（田の神様）に失礼になり、ケガスことになるので二三日（田植えを）延ばした」と言う。49でも、「田には水が入っているので水神が嫌う」という。

畑の場合とは異なり、忌避の理由として明確に「水神」や「オサバイサマ」が前面に押し出されている。川から直接水を引いて灌漑する必要が少なかった畑には、このような説明伝承は見られない。畑でもし神祀りをしていたとすれば、焼畑のb⁶で見られたサンボウサマ（作の神）であろう。名称もオサバイサマと極めてよく似ている。しかし、畑作での伝承を示したc 群では見られなかった。畑より田の方がオサバイサマや水神の祀りが頻繁に行なわれていたのであろう。

田に水を引くために水神に対するハナビ忌避が見られたが、水を引き込む源である川に対しては水田以上にハナビの接近を恐れていた。次にその詳細を記しておこう。

七 川・神社に対する忌避

- e¹ 川漁。7・13・19・26・38・45・48・55 (八例)
 e² 川。17・26・35・37・43・46・50 (七例)
 e³ 山獵や川漁。1・9 (二例)
 e⁴ オカマサマ。51・55 (二例)
 e⁵ 山のタカガミサマ・水神様・山の神様のあるような所。3 (一例)
 e⁶ 川ではトドロクのような所。12 (一例)
 e⁷ 山や川。15 (一例)
 e⁸ 山の神とか水神を祀つてあるような所。32 (一例)
 e⁹ 川の淵。34 (一例)
 e¹⁰ オカマ。34 (一例)
 e¹¹ 水神。37 (一例)
- e 群の中で最多は、e¹の「川漁」八例である。次いでe²七例の「川」があるが、漠然としていて具体性に乏しい。恐らく、「川漁」もこの中に含まれているのであろう。「川漁」の類例はe²二例の「山獵や川漁」にも見出せる。川を示すe 群全体で延べ二六例あり、延べ二七五例中で九%を占める。e 群の中で「川漁」は一〇例見られe 群全体の三八%を占める。
- この他に目につくのは、e⁴二例のオカマサマである。オカマとは、この地方では川の激流によって深くえぐり取られた岩盤の窪みをさす。こゝは深い淵になっており水神が祀られるケースが多い。従つて、水神の

ことを別名オカマサマとも呼ぶのである。e¹の55では、オカマサマを「滝のようになつてゐる所であり、水神を祀る。ハナビを交えた者は絶対に行つたらいかん」という。e⁶のトドロクは、激流が岩にぶち当たる状況を示すものであり、滝壺やオカマを具体的に示す。e⁹の「川の淵」はまさにオカマであり、水神を祀る所と考えられる。このように見ると、水神とそれに密接に関連する場所が多いことに気付く。e⁴のオカマサマをはじめ、e⁶のトドロク・e⁹の「川の淵」・e¹⁰のオカマの他、e⁵・e⁸・e¹¹の「水神」があり、類例は八例に及びe 群全体の三分の一近くを占める。漠然とした「川」もe²とe⁷で合計八例あり、これらは本来「水神」かまたは「川漁」のどちらかを意味していたものと思われる。

- 山の神や川の神以外の神々にも、ハナビを交えた者は近よれなかつた。
- f¹ タカガミサマ。12・13・21・24・51 (五例)
 f² 氏神。37・39・45 (三例)
 f³ 家の近くでも神サマを祀つてゐるような所。23・50 (二例)
 f⁴ 神参り。24・43 (二例)
 f⁵ お宮。49・58 (二例)
 f⁶ コンピラサマとか伊勢大神宮などアラタカな神、タカガミサマ。4 (一例)
 f⁷ 神社参拝。19 (一例)
 f⁸ 神サマのおるような所。24 (一例)
 f⁹ 神サマの近く。37 (一例)
 f¹⁰ アラタカな神サンの近く。37 (一例)
 f¹¹ アラタカな神サマ。41 (一例)

f¹² 氏神があるような所。48 (一例)

f 群二二例は、山や川以外の地域、つまり里とその周辺に位置すると思われる神々を纏めたものである。延べ二七五例の中で八%を占める。

最多は、f¹五例とf⁶一例のタカガミサマで六例となる。タカガミとはf⁶で説明する如く、讃岐のコンピラとか伊勢の大神宮などの霊驗アラタカな神社である。但し、このような全国的に有名な神社ばかりではなく、各地区で靈威が強いとされる神は総てタカガミと呼ばれていたようである。a 群の所で言及したが、3・18では、山の神を指してタカガミと呼ぶ事例もあった。51では「一切近寄ってはならない」と言い、ハナビはタカガミにとつて厳禁すべきものと見做されていた。タカガミの類例は、f¹⁰とf¹¹の「アラタカな神」二例にも見出し得る。アラタカとは靈威が強いことと解釈すれば、タカガミと同じ意味になり、合計八例に達する。

タカガミに次いで多いのは、f²の「氏神」三例であり、f¹²の「氏神があるような所」もこの類例として加算できる。氏神と言えば、村人達にとつて最も身近な神であり、現象的には生活を共にする神であったと言えよう。このような神ですら、ハナビを交えれば一定期間はその境内に入ることを許されなかったのである。f³二例の「家の近くでも神サマを祀っているような所」とは、恐らく氏神を念頭に置いていたものであろう。

この他、f⁴二例の「神参り」・f⁵二例の「お宮」・f⁷一例の「神社参拝」・f⁸一例の「神サマのおるような所」・f⁹一例の「神サマの近く」などは、所謂タカガミとも氏神とも解釈できる。最も身近な氏神から靈威が極めて強いとされるタカガミまで、「神」と名がつけばどのような

場合でもハナビはタブーであった。

八 土木作業現場に対する忌避

この他、ハナビを交えた者は、土木作業を伴う工事現場へ行くことも禁止されていた。

g¹ 土木作業。22・24・26・32・48・59 (六例)

g² 土木工事。20・40・44 (三例)

g³ 道路工事など危険を伴なう作業。26・58 (二例)

g⁴ 危険な土木作業。1 (一例)

g⁵ 里にいても大勢が寄つて仕事をするような所。23 (一例)

g⁶ 危険な仕事。29 (一例)

g⁷ 土方仕事。42 (一例)

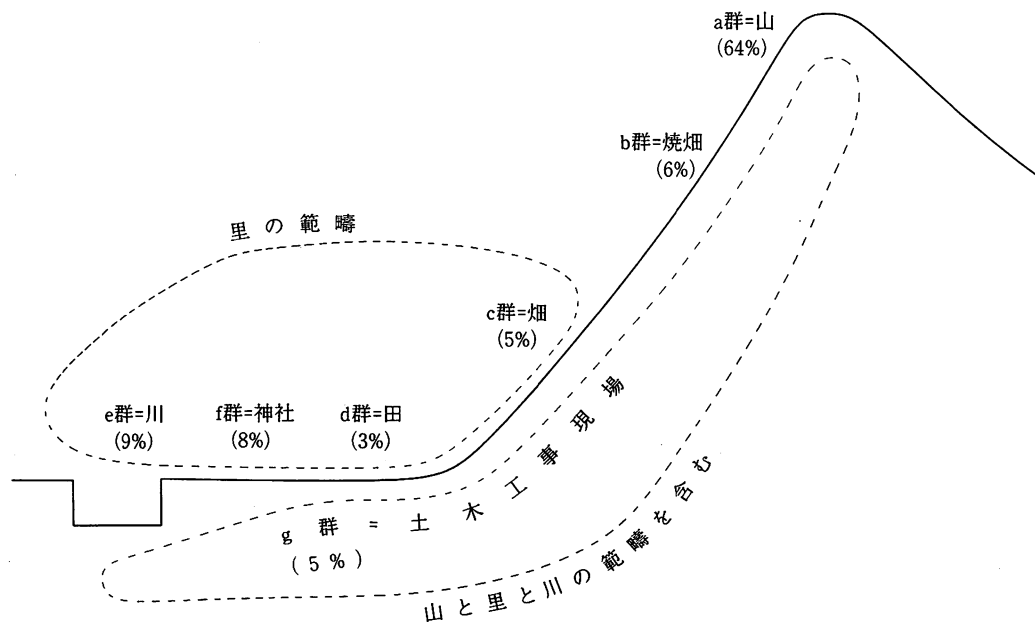
g⁵・g⁶は必ずしも土木作業とは限らないかもしれないが、前後の文脈から一応g 群に分類しておいた。延べ一五例あるが、全二七五例中僅か五%を占めるに過ぎない。少数とは言え、なぜ土木作業が忌避されなければならなかったのであろうか。このg 群は、一見すれば他のa \ f 群とかなり性格を異にする。山や焼畑・畑・田・川・神社の場合は、その背後に必ず神的存在がチラチラと見え隠れしていた。しかしg 群の場合、それが少しも見えない。ただ「危険」が表に出ている。さらに、「土木工事」g⁶の四例は何らかの形で「危険」が表に出ている。さらに、「土木工事」の40に「危険な所」、「土木作業」の59に「大勢で危険な仕事をする場合」と追加説明があり、これらを加えると六例になり、g 群全体の半数近く

を占める。

危険と言え、山での伐採や山猟もまた土木作業以上に危険な場合がある。山の場合は、危険な事故が起こる背景に山の神の怒りに触れるという説明が必ずあった。土木作業の場合も、かつては山の神の介在があったと考えられる。土木作業に危険性がこれほど強調される背景には、ハナビを受容しようとする山神の存在を無視できない。トンネル工事などで山の神を祀る事は、全国的傾向であり、ここはまた女人禁制にもなっていた。

以上、a群の山・b群の焼き畑・c群の畑・d群の田・e群の川・f群の神社・g群の土木作業という形で、延べ二七五例を大まかに分類してきた。これらは、世界観を一つの規準として分類したものであった。焼き畑のb群は、a群の山の世界とc群の畑のちょうど中間に位置する。b群の焼畑とd群の田の中間に、c群の畑が位置する。c群の畑・d群の田・e群の川・f群の神社は、大まかに里の世界に分類できる。g群の土木作業は、a群の山の世界・b群の山と里の中間である焼畑の世界・c～f群の里の世界の総てに対応する。これら空間の変化によって、ハナビに対する反応に変化が見られるか否かを探ってみた。この結果、事例数の上から見れば一つの大きな特徴があったことに気づく。

- 山 (a群) 六四%
- 焼畑 (b群) 六%
- 畑 (c群) 五%
- 田 (d群) 三%
- 川 (e群) 九%



図一. ハナビを忌避する場とその割合

・神社（f群）八%

・土木作業（g群）五%

a群の山が延べ一七五例もあり、全体の六四%を占め、他のb、g群を大きく引き離している点に注目したい。事例数が多かった順に並べれば、山の次に川・神社・焼畑・畑・土木作業・田と続く。二位の川は九%で、山に較べれば七分の一にも満たない。ハナビと言えは、まず人々の念頭には山に対する忌避があった。これほどハナビを交えたまま山に入ることのタブーは強かったのである。山が生業の場でもあったためであるが、それ以上に山の神に対する信仰の強さがその理由として挙げられる。九%を占める二位の川でも、水神に対する信仰の強さを窺うことができる。三位の神社は文字通り神に対する恐れであり、ハナビがケガレの一種と見做されていたために近寄ることができなかったのである。本来ならば、f群の神社のパーセンテージが最も高くても何ら不思議ではないのだが、物部村の人々にとっては最大の関心は山にあった。より正確に言えば、山の神にあった。

焼畑や畑・田が忌避される背景には、作の神としてのサンボウサマやオサバイサマの存在が大きかった。また、土木作業を忌避する背景には、彼らが祀っていた山の神の存在が大きく影響していると考えられる。

このように見てくると、人里から遠く離れているか否かが忌避の強弱の規準となるというより、そこに神的存在が有るか無いか問題となっていたことがわかる。いくら家の近くであっても、神を祀っている所へは婚礼の火としてのハナビを交えた者は近付けなかった。山が全体の六四%を占めるのは、人里離ればそれだけ神秘性が強くなり、山の神の

存在がより確認しやすかったためであろう。ここに、物部村の人々の宇宙観の一端を垣間見ることができる。

註

- ① 拙稿「ケガレとしての花嫁」、『近畿民俗』一三九号、一九九四年末刊行予定。
- ② 拙稿「ケガレとしての婚礼の火と山の神——怪異現象の諸相——」、『長崎県立大学論集』二八巻三号、一九九五年三月刊行予定。